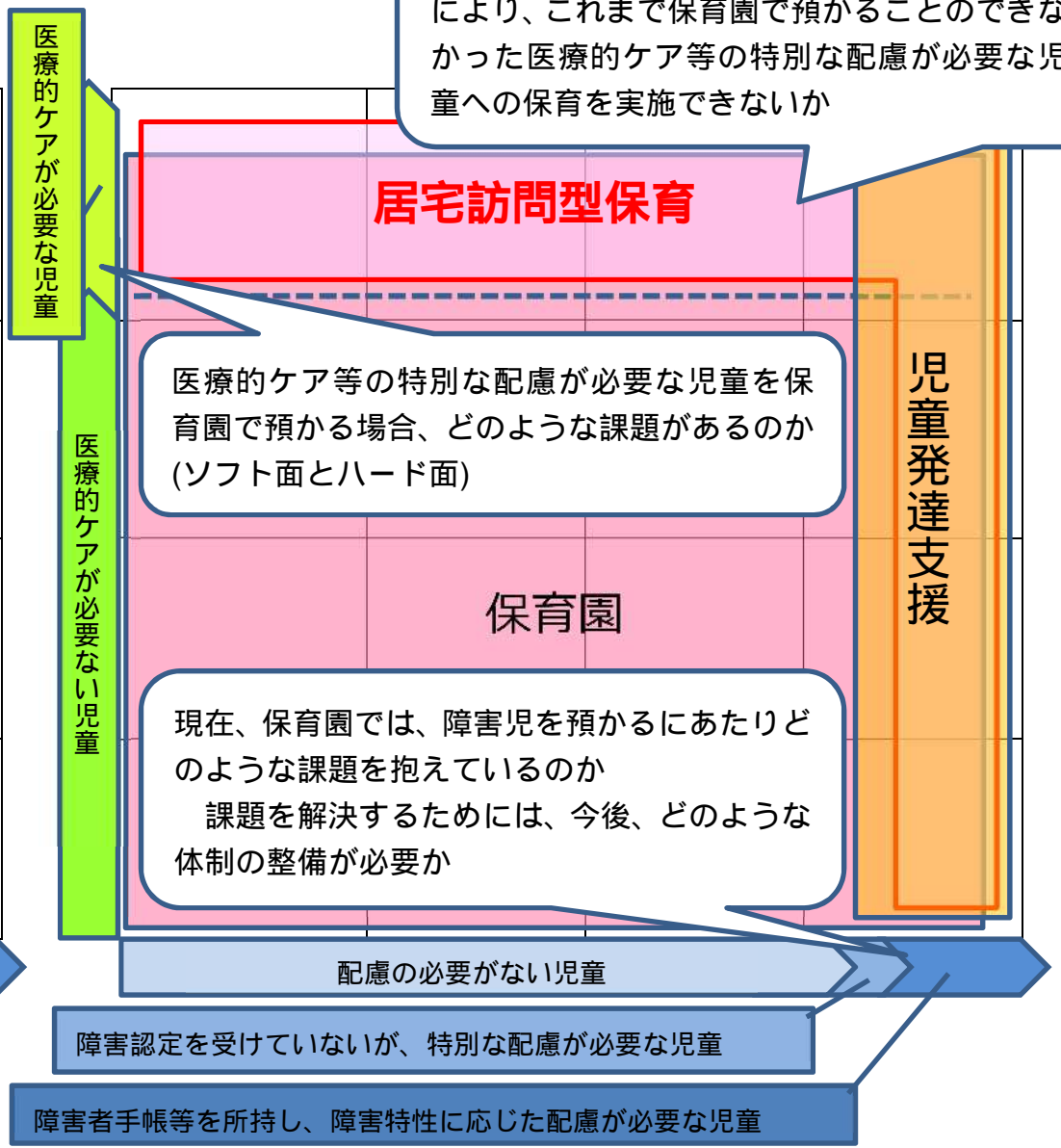
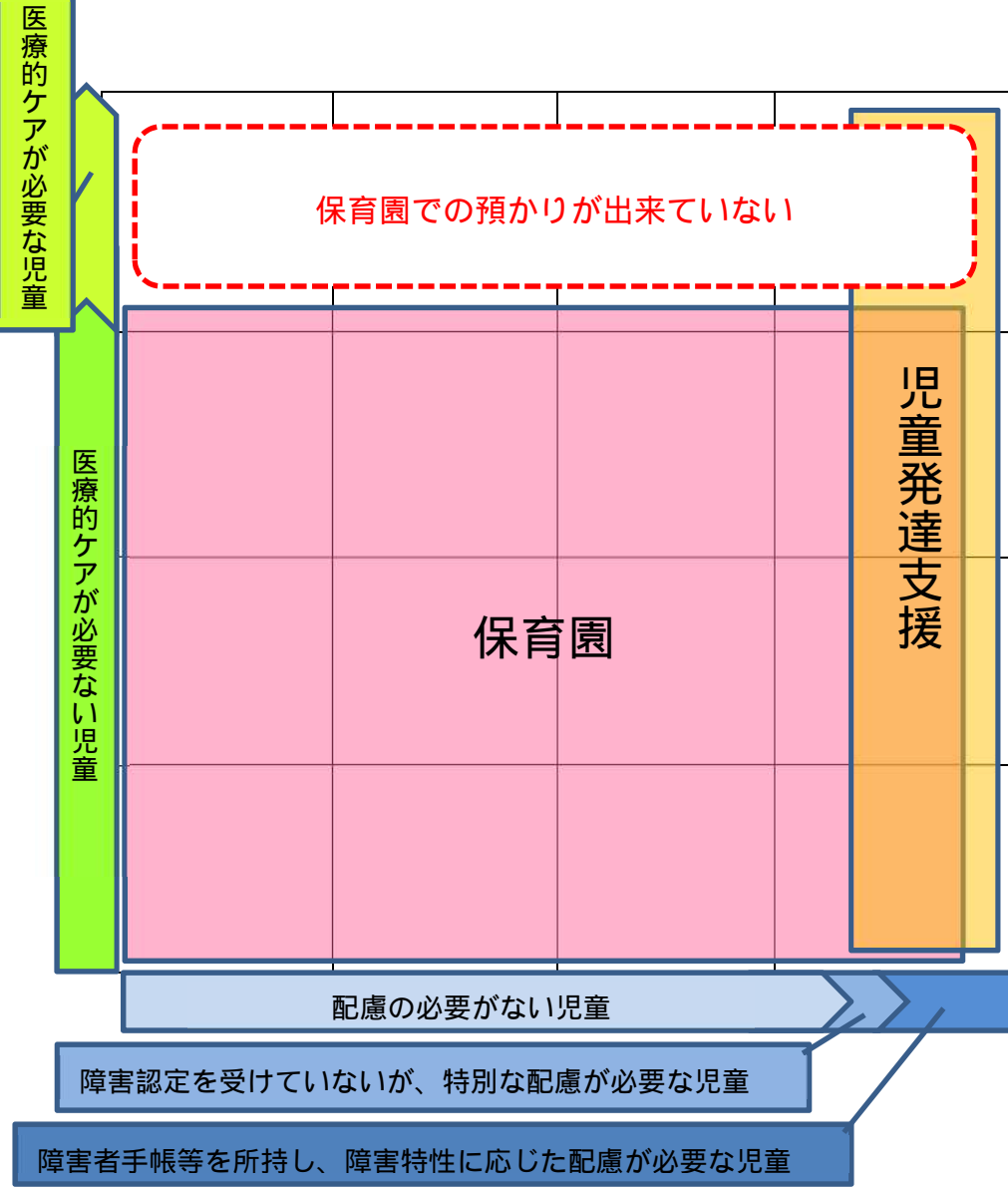


これまで

目指す方向性

「居宅訪問型保育」と「児童発達支援」の併用により、これまで保育園で預かることのできなかった医療的ケア等の特別な配慮が必要な児童への保育を実施できないか



医療的ケア等の特別な配慮が必要な児童を保育園で預かる場合、どのような課題があるのか (ソフト面とハード面)

現在、保育園では、障害児を預かるにあたりどのような課題を抱えているのか
課題を解決するためには、今後、どのような体制の整備が必要か

「児童発達支援」とは
未就学の障害児を対象とした児童福祉法によるサービスで、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。(対象：療育の観点から個別療育、集団療育が必要と認められる児童)